

横浜赤レンガ倉庫

撮影使用規則

2009年03月28日版

2010年04月01日版

2016年02月01日版

2019年09月04日版

2021年11月01日版

横浜赤レンガ倉庫共同事業体

〒231-0001 横浜市中区新港1丁目1番1号

「横浜赤レンガ倉庫」撮影使用規則
横浜赤レンガ倉庫イベント広場について

1. 主旨

横浜赤レンガ倉庫イベント広場は、安全快適かつ、自由に通行することが出来る憩いやくつろぎの場として利用するとともに、周辺商業施設と一体的に賑わいの場を演出する空間として利用することを原則とし、撮影の使用規則として下記の要項を遵守し、撮影実施の際は使用規則をご理解の上、実施して頂きます様、お願いいたします。

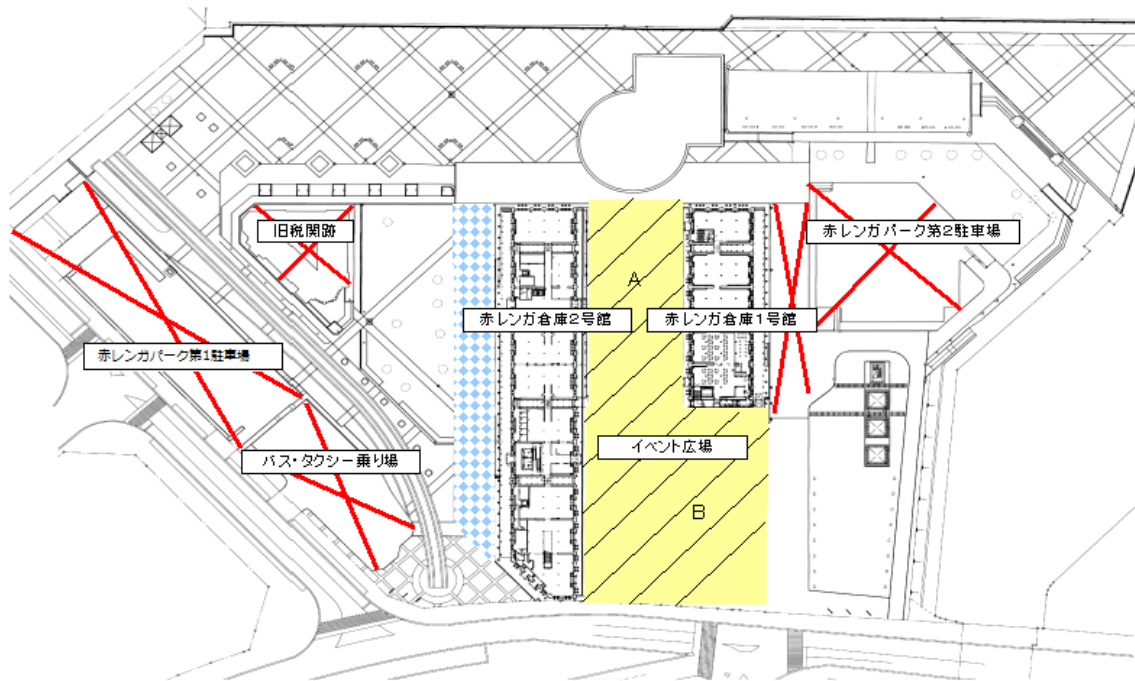
2. 撮影許可エリアに関して

イベント広場は、下記の図面の通り、屋外エリアとなります。

(赤レンガパークに関しては港湾施設撮影使用規則をご参照ください。尚、赤レンガパークの一部のエリアでは撮影ができません。2号館裏荷捌きエリアに関しては、早朝～10:00までは撮影ができませんのでご了承ください。)

その他のエリアにて撮影する時には、事前に次の管理者の承諾が必要です。

- 1号館2階及び3階ホール
⇒(公財)横浜市芸術文化振興財団(045-211-1515)
- 1号館1階店舗及び2号館内の店舗の取材
⇒(株)横浜赤レンガ広報担当(045-226-1911)



赤レンガパーク・イベント広場以外
イベント広場・・・斜線部分
×・・・撮影NGエリア
・・・am10時まで撮影NGエリア
大規模な撮影・設置物等NG

3. 使用可能日

横浜赤レンガ倉庫休館日を除く年中。

※混雑が予想される日は使用できない場合があります。

4. 使用可能時間

9:00～20:00まで。

(時間外撮影可能時間7:00～9:00、20:00～23:00)

・上記、時間帯以外でのご利用は別途ご相談ください。

※広場での車両撮影は7:00～10:00、20:00～23:00のみ可能です。

※時間外の現場管理費は料金が異なります。(詳しくはP.8をご参照ください。)

5. 受付に関して

受付時間は10:00～18:00です。(土日祝日を除く)

撮影に関するお問い合わせ、横浜赤レンガ倉庫共同事業体事務所の所在地に関しましては「19. 連絡・問い合わせ先」をご参照ください。

6. お申し込み手続き～承認～申請に関して

① まずはお電話にてお問合せください。

② 企画書をFAX、メールでご送付ください。

③ 企画書受領後に担当者より折り返しご連絡致します。

※企画内容によってはご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

④ 必要に応じて、ロケハン・お打ち合わせを行います。

⑤ 撮影予定日の3日前の15時までに申請書一式を当事業体までご提出ください。承認後、撮影前日の15時までに当事業体へお越し頂き、使用料をお支払ください。

※振込み手続きはできません。

※申請書の提出後、万が一撮影を行わなくなった場合でも使用料はお支払頂きます。

7. 注意事項

① 原則、同じ時間帯、同じ場所での複数の撮影依頼はお受けませんが、別の申請者からの強い要望があった場合、先の申請者の了解と当方の判断にて撮影を許可する場合があります。

その場合、先に決定した撮影を優先させていただき、後に決定した撮影は空スペースをご利用いただくこととなります。あらかじめご了承ください。

② 当事業体は、備品等を用意していませんので、すべて持ち込みとなります。

③ 事前に許可された場所以外の撮影はできません。

④ イベント広場利用者の通行の妨げとなる行為をしないでください。

⑤ 撮影中の観客や通行者等の整理及び安全管理は申請者の責任で行ってください。

⑥ 建物・設備・器具等への貼り紙・釘打ち等、原状回復を困難にする行為はできません。

⑦ 火気や危険物を使用しないでください。直火は不可となります。

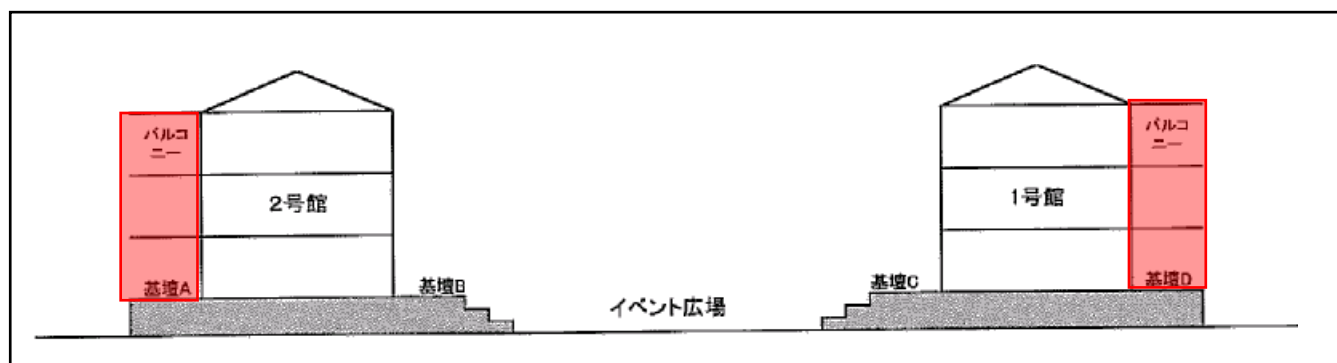
- ⑧ 施設、器物等を損傷しないよう万全の注意を払ってください。施設を毀損、汚損した場合は、修理・清掃等の原状復旧をお願いいたします。
- ⑨ ゴミはお持ち帰りください。
- ⑩ 予告なく、植栽作業・工事他等が行われている場合もありますので予めご了承ください。
- ⑪ 音の出る撮影は当施設店舗・周辺施設・住民等からのクレームが出ないようにしてください。
(音量により撮影できない場合があります。)
- ⑫ 管理エリア外の土地使用を含む撮影の場合、周辺公道の道路使用許可を警察より取得してください。
- ⑬ 当施設管理者・警備員の指示があった場合、それに従ってください。
- ⑭ イベント広場内の照明・音響・工事・その他作業については原則調整することができません。
- ⑮ 当施設店舗内が写りこむ場合、必要に応じて各店舗に了解を得てください。
- ⑯ 撮影中におけるスタッフや機材その他についての損害は、いかなる事由でも、全て申請者の責任において処理解決してください。
- ⑰ 法令及び横浜市港湾施設使用条例等を遵守してください。
- ⑱ その他、上記以外の事態が発生した場合、誠意をもって処理解決してください。

8. 使用制限

- ① 水着等の露出が多い服装や特殊な服装は撮影できません。
- ② 横浜港や横浜赤レンガ倉庫、その他周辺施設のイメージを損なう内容については、撮影できません。
- ③ イベント広場内での工作物の設置は別途ご相談ください。
- ④ スケートボードを使用した撮影はできません。動物と自転車の撮影はご相談ください。
- ⑤ 2号館内は別途窓口にてご調整いただけますが、屋外であっても建物内が映り込み、お客様への影響が大きいと判断される場合は、2号館との調整や申請が必要になる場合があります。
- ⑥ 基壇部(建物周りの一段上がった場所を基壇といいます)での撮影は、下図をご確認ください。

基壇A:2号館管理館内撮影料金一律11,000円/1時間(別途申請が必要)

基壇B、基壇C:イベント広場P.8撮影使用料金表を参照



9. その他撮影内容に関して

① 車輜・バイク撮影に関して

改造車(違法車)の撮影はできません。また、通常は一般のお客様が車(バイク)で入れない場所の為お客様に誤解を与えてしまうようなシーン(駐輪場、駐車場)は撮影ができません。
走行シーンの撮影はできません。

② 合成写真に関して

背景等として撮影を実施する場合は、事前に完成予定となるコンテ等を確認し、施設・敷地のイメージが損なわれないか、完成品を見た方に誤解を与えないか等の確認をさせていただきます。

③ 設置物に関して

広場利用者の通行を妨げるような設置物(レール、イントレや大規模な照明、美術品等)は事前に相談し、使用許可を受けてください。設置場所等により使用を制限する場合があります。また、敷石等への影響が出ないよう、養生をしてください。

④ 大規模な撮影に関して

人数が多い、機材が多い・大きい、時間が長い等の理由により、撮影をイベントとしてお受けする場合がございます。その場合は別途イベント担当者でご調整いただきイベント申請(使用料金)となりますので、ご了承ください。

⑤ ロケバス・機材車・タレント車両等に関して

赤レンガ倉庫にて、関係者用駐車場がございます。ご利用希望の場合は、別途申請が必要ですので、事前にご相談ください。

10. 不承認について

以下の項目に該当する場合は、不承認となりますのでご了承ください。

また、承認済み及び使用中であっても中止させていただく場合もあります。このため生じた損害の賠償はいたしません。

- ① 撮影により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じると当施設管理者が判断した場合。
- ② 公の秩序・風俗を乱す恐れがあると判断した場合。
- ③ 「撮影申請書」の記載と異なる行為があった場合。
- ④ 使用規則及び当施設管理者の注意に従わない場合。
- ⑤ 使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
- ⑥ 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- ⑦ 施設の維持及び運営上、支障があると認める行為があった場合。
- ⑧ 行政により警戒宣言が発令された場合。
- ⑨ 上記に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。上記に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

11. 撮影当日から終了について

- ① 撮影当日は、当事業体事務所にて受付を済ませ、撮影用腕章と車両入構証を受け取ってから撮影をはじめてください。終了後、ご返却願います。
- ② 当施設管理者の立会いのもと、撮影を開始してください。
- ③ 撮影終了後、完成した雑誌・VTR(ビデオ・DVD)等は当事業体までお送りください。
- ④ 撮影申請書・承認書は、撮影終了まで保管してください。

12. 使用料金

- ① 使用料金は、P.9「撮影使用料金表」をご覧ください。
- ② 使用時間には、準備・設営・リハーサル・撤去等の時間も含まれます。

13. 使用解約

- ① 申込の取消を行なう場合、前納いただいた使用料はご返金いたしません。
- ② 事前にご連絡がなく、撮影を行わない場合も使用料はご返金いたしません。
- ③ 強風・雨天のため、撮影不能となった場合は、予備日を1日まで考慮いたします。

なお、申請者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で使用場所の使用が不可能となった場合、使用料は全額返還いたしますが、そのために生じた損害の賠償はいたしません。

その他の場合、お支払いいただいた使用料はご返金いたしません。

14. 承認の取り消し

以下の項目に該当する場合は、承認を取り消します。場合により、お支払いいただいた使用料等は、「13. 使用解約」に基づいて返還しますが、このために生じた損害の賠償はいたしません。

- ① 「撮影申請書」の記載に偽りがあった場合、もしくは申請時と使用時の撮影内容が大きく異なる場合。
- ② 撮影により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じると当施設管理者が判断した場合。
- ③ 使用規則及び当施設管理者の注意・指導に従わない場合。
- ④ 使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
- ⑤ 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- ⑥ 横浜赤レンガ倉庫及びイベント広場の運営上、支障があると判断した場合。
- ⑦ 行政により警戒宣言が発令された場合。

15. 関係諸官庁への届出

事前の打合わせと併せて、申請者は期日までに関係諸官庁へ必要な届出を行ってください。なお、上記届け出書類は予め拝見させていただきますので、コピーを各1部ご提出ください。万一、届出不備のため撮影不能となった場合でも、当方ではその責任は負いません。この場合も、使用料の返還はいたしません。

◆催物開催届・禁止行為解除申請書等

横浜中消防署045-215-0119

◆音楽著作権使用許可書

日本音楽著作権協会横浜支部045-662-6551

◆必要と思われる場合

神奈川県警水上警察署045-212-0110

横浜中保健所045-224-8337

横浜中税務署045-651-1321

16. 使用時の注意事項

使用に際して下記事項を必ずお守りください。

- ① 広場利用者等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しないように留意してください。
- ② 看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め当事業体の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布は堅くお断りします。また、終了後速やかに撤去してください。
- ③ 施設の使用(搬出入時も含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、申請者の負担となります。また、使用期間中の観客の整理及び安全管理は申請者の責任で行ってください。
- ④ 建物・設備・器具・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難にする行為は堅くお断りいたします。
- ⑤ 撮影中、また設営・撤去時に出たゴミ等は申請者が責任を持ってお持ち帰りください。横浜赤レンガ倉庫1・2号館、赤レンガパーク内に投棄する行為は堅くお断りいたします。お持ち帰りいただく事が困難な場合は、専門業者等をご紹介いたしますので、別途ご相談ください。
- ⑥ 飲食は所定の場所をお願い致します。なお、喫煙所はございません。
- ⑦ 近隣施設等の迷惑となる音出しはお断りいたします。また、他施設等より苦情等が出た場合は、止むを得ず中止等の対応をしていただく場合がございます。
- ⑧ 搬入時間及び経路の制限がありますので、事前に確認の上、作業をお願いいたします。
- ⑨ 設営(仕込み)を完了させた時点で、必ず当施設管理者のチェックを受けてください。
※当施設管理者のチェック時、設営の不備等があった場合はその場で再度調整していただきます。
- ⑩ 搬入・搬出時は通行人に危害を与えないよう、申請者の責任において警備員若しくはスタッフを配置してください。
- ⑪ その他、施設運営管理上、安全が損なわれる場合は当事業体より申請者に警備員若しくはスタッフの配置を要請する場合があります。
- ⑫ 使用期間中、使用責任者は必ず施設内に常駐し、当事業体と相互連絡の取れる状態を保ってください。
- ⑬ 使用の承認を受けた方が、その権利を譲渡、または転貸することはできません。
- ⑭ その他施設の利用については当事業体の指示に従ってください。
- ⑮ 音・光(照明等)など近隣施設等に影響が出ると当事業体が判断した場合、近隣施設への撮影実施の告知が必要になりますので、事前に撮影概要書等をご提出ください。
※電気・水道の使用希望がある場合は、別途ご相談ください。(使用料金に関してはP. 9参照)

17. 原状回復について

- ① 使用終了後、また使用中止後、直ちに申請者の負担でイベント広場の原状回復を実施してください。
- ② 申請者が原状回復義務を履行しないときは、当事業体がこれを代行し、その費用を申請者から徴収することができるものとします。
- ③ 建物・設備・備品・器具等を破損、毀損又は紛失された場合、実費を申し受けます。
- ④ 当事業体が実施する原状回復検査の合格をもって、使用終了といたします。

18. 禁止事項

上記に定めるほか、イベント広場では次に掲げる行為が禁止されており、次の各号のいずれかに該当する行為を行い、又は行おうとする方に対して、行為の中止、利用の制限、原状回復又は退去を命ずる場合があります。なお、当事業体による一時使用承認を受けた方は、当該一時使用承認に係る当事業体の条件又は指示に従い、次の①から⑥に規定する行為をすることができます。

- ① 悪臭、ガス等の危険物を発散する恐れのある物品を持ち込むこと。
- ② 発火し、若しくは引火しやすいもの又は爆発のおそれのある物品を持ち込むこと。
- ③ 署名、募金、アンケート調査、勧誘等を行うこと。
- ④ 許可なく食品又は物品の販売をすること。
- ⑤ 動物を綱、リード等で保持せず移動すること。
- ⑥ ドローン等の無人航空機の使用をすること。
- ⑦ 関係諸官庁への届出および受理なしに、火気を使用すること。
- ⑧ 広場利用者の通行の妨げとなるもの又は広告物を設置すること。
- ⑨ 土地及び物件を傷付け、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- ⑩ ごみその他の廃棄物を投棄し、その他不衛生な行為をすること。

19. 連絡・問い合わせ先

横浜赤レンガ倉庫共同事業体

〒231-0001

横浜市中区新港1丁目1番1号横浜赤レンガ倉庫1号館管理室内

TEL:045-226-1910

FAX:045-211-1556

※本規程は2021年11月に設定されたものであり、予告なしに変更する場合もございますので予めご了承ください。

横浜赤レンガ倉庫イベント広場撮影使用料金表

1. 撮影使用料金表

使用目的	使用料金(税込) (9:00～20:00)	現場管理費(税込) (9:00～20:00)	時間外現場管理費(税込) (7:00～9:00、20:00～23:00)
動画撮影	61,600円/日	4,500円/時間	7,500円/時間
静止画撮影	30,800円/日	2,300円/時間	
電気・水道使用料	77,000円/日		

※搬入・撤去のご使用時間にも使用料が発生致します。

※静止画および動画の両方を撮影する場合は、動画の使用料となります。

※基壇A、2号館2階バルコニーは一律11,000円（税込）／時間となります。

2. 備品について

当事業体では、申請者に貸し出しできる備品を用意しておりませんので、予めご了承ください。

電気・水道を使用する場合は使用条件と別途使用料がかかりますので、事前にご相談ください。

以上